

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者説明資料

【特別支援学級】



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

小中学校に設置される特別支援学級

学級名（障がい種）	入級対象となる児童生徒の状況
知的障害学級	知的発達に遅れがあり、学習内容の理解や他人との意思疎通に困難が見られ、身辺処理等の日常生活に一部支援が必要で社会生活（他人との適切なかわり、集団生活におけるルールに沿った行動等）への適応に困難がある児童生徒 ※知能検査結果が必要
自閉症・情緒障害学級	自閉症または選択性かん黙等の情緒障がいの診断をもち、他人との意思疎通および対人関係の形成に困難が見られ、自閉症や情緒障がいの特性による社会生活への適応に困難がある児童生徒 ※医師の診断書が必要
肢体不自由学級	補装具によっても歩行や筆記等、日常生活における基本的な動作に困難があり、日常生活において一部支援が必要な児童生徒 ※医師の診断書が必要
病弱・身体虚弱学級	医師の診断に基づき、持続的に医療または生活の管理を必要としたり、身体虚弱の状態にあり、持続的に生活の管理を必要とする児童生徒 ※医師の診断書が必要
難聴学級	補聴器等の使用によっても通常の話し声を聞き取ることが困難で、通常の学級の一言指導では学習内容の理解が困難な児童生徒 ※医師の診断書（検査報告書）が必要
弱視学級	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難で、通常の学級の一言指導では学習内容の理解が困難な児童生徒 ※医師の診断書（検査報告書）が必要

特別支援学級は障がい種ごとに設置します。現在、佐賀市立の小中学校には、これら6種類の特別支援学級を設置しています。ただし、どの小中学校にも6種類の特別支援学級すべてが設置されているわけではなく、入級する児童生徒がいる小中学校に必要な種類の特別支援学級が設置されています。

児童生徒の中には、知的発達に遅れがあり、自閉症の診断を持っているというように、複数の特別支援学級の入級対象の状況の児童生徒もいると思います。そのような場合は、保護者の意向を参考にした上で佐賀市教育支援委員会による審議判断に基づき、児童生徒の状況に最もふさわしい障がい種の特別支援学級を決定します。

特別支援学級の特徴

1 特別支援学級の特徴

少人数という学習環境の中、児童生徒の特性（状況）に応じた指導の手立てを工夫し、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級

2 学級の人数（定数）（小学校・中学校）

通常の学級	特別支援学級
35人	8人 (障がい種ごとに編制)

特別支援学級は、少人数という学習環境の中で、児童生徒の特性に応じた指導の手立てを工夫し、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級です。障がい種によって6種類の学級があり、障がい種ごとに特別支援学級が編制されます。

学級の人数（定数）は、通常の学級がクラス35人であるのに対し、特別支援学級は8人で、少人数での学びが可能となります。特別支援学級は定数が8人ですので、入級する児童生徒が9人になると、2学級になります。

特別支援学級在籍児童の学びの場

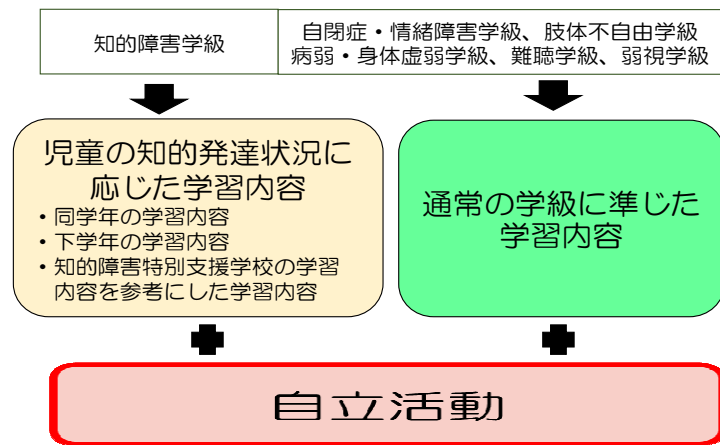
特別支援学級在籍の児童は、**2つの学級（学びの場）**で学校生活をおくります

特別支援学級
（在籍学級）

通常の学級
（交流学級）

- ・在籍学級は特別支援学級。担任は在籍する特別支援学級の先生。
- ・学習は、特別支援学級で少人数という学習環境の中で、児童の状況に応じた学習内容や学習方法で学習する。
- ・交流学級（通常の学級）の一斉指導で適応できる教科は交流学級で学習する。給食やそうじ等も交流学級で活動できるようであれば交流学級で過ごす。
- ・一人一人の児童の状況に応じた時間割が作成される。

特別支援学級在籍児童の学習内容（小学校）



特別支援学級在籍児童の学習内容（小学校）

自立活動

一人一人の児童生徒が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動

自立活動の内容

①健康の保持	②心理的な安定
③人間関係の形成	④環境の把握
⑤身体の動き	⑥コミュニケーション

6つの区分の中から、各自に必要な内容を選び、関連づけて指導内容を設定する。

特別支援学級に入級した場合は、特別支援学級に在籍することになり、担任の先生は特別支援学級の担任の先生です。そして、特別支援学級に在籍する児童には通常の学級を交流学級と設定されます。

特別支援学級では、少人数という学習環境の中で、一人一人の状況に応じた学習内容や工夫した指導方法による学習を進めます。

個々の状況や適応性に応じて、通常の学級の一員として学習活動や教科または給食や掃除等にも参加し、友達と協力する力や社会性を培うために交流学級で過ごします。

つまり、特別支援学級に在籍する児童は、特別支援学級と交流学級の2つの学級を使って学校生活を送ります。どの教科をどちらの学級で学習するかは、入学後、学校と保護者の方と相談した上で決定します。そして、一人一人の状況に応じた時間割が作成されます。

特別支援学級の教育内容は大きく2つに分けることができます。

まず、知的障害学級では、一人一人の児童の知的発達状況に応じた内容（同学年あるいは下学年の学習内容、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容）で学習を進めます。

知的障害学級ではない特別支援学級では、同学年の内容を同学年の教科書を使って、通常の学級に準じた内容で学習を進めます。

知的発達に遅れがある児童には、知的発達状況に応じた内容で学習を進めます。

特別支援学級では教科の学習に加えて自立活動という学習を行います。この自立活動は、通常の学級にはない特別支援学級だけの学習です。

「自立活動」とは、特別支援学級に在籍する一人ひとりの児童が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動です。

「自立活動」の内容は、基本的な行動を行うために必要な要素と障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を6つの区分に分類・整理し、6つの区分の中の項目から、一人一人の児童について、必要な項目を選び、関連づけた上で「自立活動」の内容を設定しています。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級～ (小学校1年生の場合)

- 通常の学級に準じた教科等
- 特別な教育課程による教科等
- ☆下学年の学習内容
- ☆知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容



自立活動

国語
算数
生活
音楽
図画工作
体育
特別の教科 道徳
特別活動

知的障害特別支援学校の教科等を参考に
した学習内容の場合のみ、教科等の目標
や内容を合わせた指導を行うことが可能
【教科等を合わせた指導】

- ・日常生活の指導
- ・生活単元学習
- ・遊びの指導

知的障害学級では、通常の学級と同じ教科等の学習内容に加え、知的発達に配慮した特別な教育課程による教科等の学習が認められています。特別な教育課程の一つは、下学年の学習内容を学習することができる点です。

さらに、児童の知的発達の状況によっては、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容を学習することができる点です。この場合は、「日常生活の指導」や「生活単元学習」「遊びの指導」など、児童の生活に密着した題材を取り入れながら、いくつかの教科を組み合わせた学習を進めていくことも可能です。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級在籍児童(小学1年生)の時間割例～

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導	道徳	国語	算数	国語
2	算数	自立活動	生活	国語	算数
3	体育	算数	図画工作	体育	生活
4	音楽	国語	図画工作	学級活動	生活
5	書写	体育	音楽	生活単元学習	生活単元学習

※ は、特別支援学級での学習

～特別支援学級での学習～

- ・ **自立活動** (生活のリズムや生活習慣を身につける学習)
 - ・ **国語、算数** (知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容)
 - ・ **日常生活の指導、生活単元学習**
(知的障害特別支援学校の学習内容である国語と算数を組み合わせた学習)
- ☆この他、学習内容によっては随時特別支援学級での学習を行う。

これは、知的障害特別支援学級に在籍する小学校1年生児童の時間割例です。この児童は、国語(書写を含む)と算数は知的障害特別支援学校の学習内容で学習をすすめることにしました。この児童は、特別支援学級で、知的障害特別支援学校の教育内容である国語と算数を学習し、教科(国語と算数)を組み合わせた「日常生活の指導」と「生活単元学習」と生活リズムの構築や生活習慣を身につけるための自立活動を学習しています。色がついているところが、特別支援学級で学習する時間です。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～知的障害学級ではない特別支援学級～ (小学校1年生の場合)

【基本的には通常の学級に準じた学習内容】

- ※同学年の教科書を使用
- ※児童の状況に合わせた学習内容(下学年の内容等)を学習することもできる



自立活動

国語
算数
生活
音楽
図画工作
体育
特別の教科 道徳
特別活動

知的障害学級ではない特別支援学級の学習内容について説明します。

知的障がいではない特別支援学級(自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級、難聴学級)の学習内容は、基本的に同学年の学習目標・学習内容に準じた各教科等と自立活動で構成されます。教科書も同学年の教科書を使用して学習を進めます。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～自閉症・情緒障害学級在籍児童(小学1年生)の時間割例～

	月	火	水	木	金
1	国語	道徳	国語	算数	国語
2	算数	自立活動	生活	国語	算数
3	体育	算数	図画工作	体育	生活
4	音楽	国語	図画工作	学級活動	生活
5	書写	体育	音楽	国語	国語

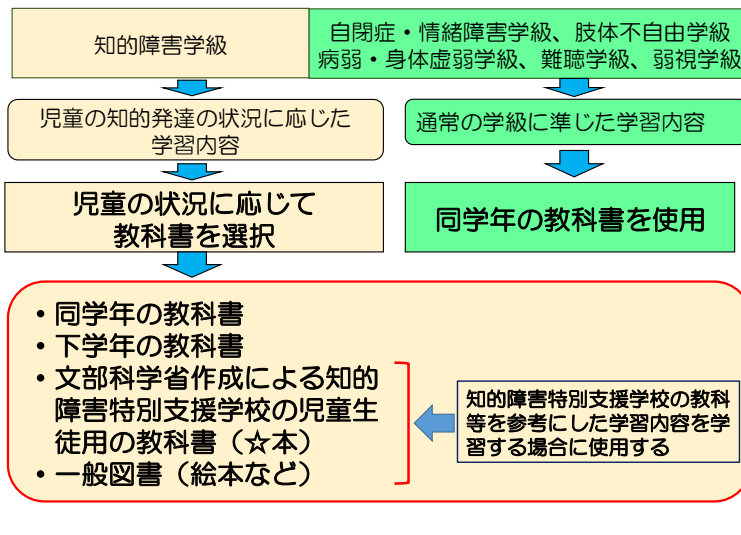
※ □ は、特別支援学級での学習

～特別支援学級での学習～

- ・国語(文章を書くことに対する苦手意識があるため)
 - ・算数(本児の学びのリズムに合わせた学習を進めるため)
 - ・音楽(音に対する感覚過敏があるため)
 - ・自立活動(コミュニケーションについて学ぶ)
- ☆この他、学習内容によっては随時特別支援学級での学習を行う。

これは、自閉症・情緒障害学級に在籍する小学校1年生の時間割例です。この児童は、基本的にはどの教科も1年生の内容を学習します。ただ、文章を書くことへの苦手意識があり、音への感覚過敏ももっています。また、集中する時間が長続きしないという特性があります。そこで、本児は国語と算数と音楽を特別支援学級で本児の状況に応じた学び方で学習しています。このほか、学校行事の時期などは、状況に応じて随時、特別支援学級での学習を行っています。

特別支援学級在籍児童が使用する教科書



特別支援学級に在籍する児童が使用する教科書について説明します。

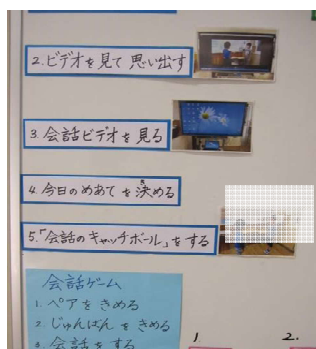
知的障害学級に在籍する児童は、児童の知的発達の状況に応じて学習内容を設定しますので、使用する教科書も同学年の教科書のほか、下学年の教科書を使用することができます。さらに、知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容を学習する児童は、知的障害特別支援学校が使用する文部科学省により特別に作成された☆本と呼ばれる教科書や絵本などの一般図書の中から教科書を選んで使用することができます。

知的障害学級ではない特別支援学級に在籍する児童は、基本的にどの教科も同学年の学習内容を学習しますので、使用する教科書も同学年の教科書を使用します。

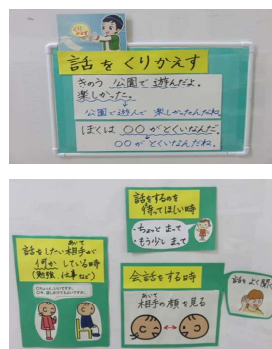
特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～自立活動～

◎コミュニケーションの学習活動



学習活動の流れ



会話のポイントを示したボード

これは、コミュニケーションという項目を内容とした自立活動の学習です。この児童は、「自然な会話がができる」ということを目標に自立活動に取り組んでいます。

初めに、会話の場面をビデオで見ます。その後、実際にポイントを示したボードをヒントにしながら、会話のキャッチボールに挑戦します。場面を変えたり、相手を変えたりしながら、この学習を繰り返すことで、児童は会話のコツをつかみ、徐々に友達とのやり取りがスムーズに行えるようになります。

特別支援学級在籍児童の学習内容(小学校)

～自立活動～

- ①健康の保持
- ⑤身体の動き の学習活動



～トランポリンを使って～
 ・リズムに合わせてジャンプ
 ・バランスをとってジャンプ
 ・力の入れ方を調整 など

～バランスボールを使って～
 ・ストレッチ運動
 ・バランスをとる運動
 ・上手に転がす など

また、健康の保持と身体の動きを内容とした自立活動の学習内容です。トランポリンやバランスボールを使った活動を行ったりします。日常的にできる運動を習慣化させることで健康の維持を図ったり、バランスよく身体を動かしたりすることができるようにしています。

この他にも、各学校で一人一人の児童の状況に応じた自立活動が行われています。

特別支援学級の教室環境

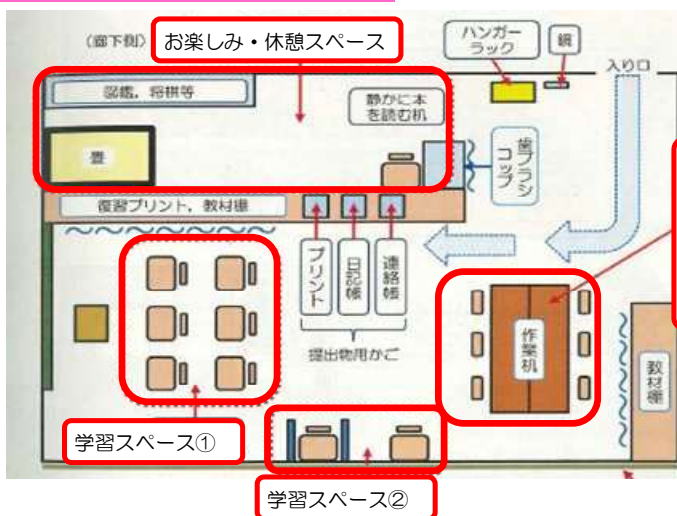
～特別支援学級の教室の様子（一例）～



次に特別支援学級の教室環境について説明します。

これは、特別支援学級の教室の様子です。画面手前に、先生と学習するための机が配置されています。また、画面左手奥には個別の学習スペースが、右手奥には、畳が敷かれた休憩スペースが設置されています。

特別支援学級の教室環境



これは特別支援学級の教室の配置図の例です。特別支援学級は、児童生徒の特性に応じて教室環境が工夫されています。図に示す教室では、それぞれの場所の意味が分かりやすいように、活動ごとに場を区切っています。この特別支援学級は、学習スペース、作業スペース、お楽しみ・休憩スペースなどが設けられています。

特別支援学級の教室環境



子どもの動きに合わせた物や場所の配置

置き場所を示すラベルの活用



仕切りやかごで分けられた引き出し

また、児童が安心して自分の力で生活できるように、物の配置なども工夫しています。子どもの動きに合わせた物や場所の配置、物の置き場所を示したラベルの活用などがなされています。仕切りやかごを活用し、置き場所をきめることなども自立への手助けとなっています。

特別支援学級の教室環境

ひとりひとりのスケジュールを掲示



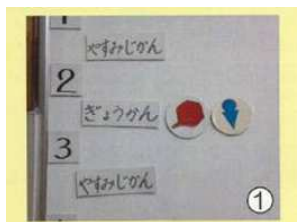
個別学習の場を確保



特別支援学級には、一人一人の時間割とスケジュールが掲示されています。児童は、朝の時間や、授業の切り替えの際にこのスケジュールを見て、自分で、次の活動の確認を行います。

右側の写真は、個別の学習スペースです。つい立てをすることで周囲の様子が視界に入らないようにし、学習に必要な教材だけを準備することで、刺激の少ない空間を作っています。

特別支援学級の教室環境



- ① 一日の流れを提示
- ② 机の位置をテープで示す
- ③ 机の上の整え方を、視覚的に示す

特別支援学級には視覚的な支援も随所に取り入れられています。

①の写真は、一日の流れの一部です。学習時間だけでなく、20分休みにもすることも絵カードで提示されています。②の写真は机の位置をテープで示したものの、③の写真は机の上の教科書・筆箱などの配置を示したものです。このような手立てをとることで、児童が、自分で学習の場を整えることができるよう工夫をしています。

特別支援学級入級への手続きについて

園や学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんの教育的ニーズに応じた指導・支援が最も提供される就学先を総合的に判断します

意見書

(2 特別支援学級での指導が適当と判断する)

※特別支援学級への入級は、**佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書（特別支援学級での指導が適当）**発行が必要

小学校の特別支援学級へ入級するには、児童の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく意見書発行が必要です。

佐賀市教育支援委員会とは、支援を必要とする児童の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを審議、判断する機関です。

佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。一人一人の児童について最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。そしてお子さんの教育的ニーズに応じた指導・支援が最も提供される就学先を総合的に判断します。特別支援学級へ入級するためには「特別支援学級（障がい種）での指導が適当と判断する。」という意見書の発行が必要です。

佐賀市教育支援委員会での審議には、検査結果や診断書等が必要です。

知的障害学級への入級を審議する場合は知能検査報告書が必要です。自閉症・情緒障害学級への入級を審議する場合は診断書と知能検査報告書が必要です。病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級、難聴学級、弱視学級等への入級を審議する場合は、診断書や検査結果報告書が必要です。

知能検査報告書につきましては、児童の最新の状況を知るため、おおむね1年以内に実施したものをお願いしています。計画的に早めに準備をお願いします。

相談機関の一覧は【別紙資料4】に掲載していますので、参考にしてください。

佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく「特別支援学級での指導が適当と判断する」という意見書が発行されたら、次に入学予定の小学校の校長あてに入級承諾書を提出することが必要です。

入学前ですが、12月までに入学予定小学校の校長あてに入級承諾書を提出してください。入級承諾書は小学校にありますので、小学校から連絡があると思います。入級承諾書の提出後は、小学校と相談しながら4月の入学および特別支援学級への入級に向けて準備を進めてください。

④佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・情緒学級	病弱	肢体不自由	ことば	まなび
知能検査結果・報告書 (田中ビナー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関【別紙資料4】

特別支援学級入級へのながれ

《佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行》

《入級承諾書の提出》

教育支援委員会の判断による意見書が発行されたら、**保護者は12月までに、小学校の校長あてに入級承諾書を提出**します。

入級承諾書の提出により、特別支援学級への入級が決定します。入級承諾書を提出後は、小学校と相談しながら、4月の入学・入級の準備を進めてください。